

1. 教育活動の背景とねらい

1.1. 科目配当と単元

本校では「情報A」を第1学年で1単位、第2学年で1単位を設置していた。本稿では第2学年3学期で扱った著作権に関する授業実践を報告する。

1.2. 背景

新学習指導要領の「社会と情報」では「情報社会における法と個人の責任」において著作権の法的側面を理解させることが求められている。高校生という学齢を踏まえ、情報モラルといった道徳的な扱いよりも法的理解に重点を置いた授業を試みた。

1.3. ねらい

本教育実践のねらいは「**情報社会における著作権のトレードオフを理解し、自分なりの考えを持つ**」である。著作権法の目的は著作物の公正な利用と著作権者の権利保護のバランスをとることで文化の発展に寄与することである。ここには著作物の利用と著作権の保護というトレードオフが存在する。トレードオフの解決は非常に難しい問題であるが、著作権におけるトレードオフを理解することや、これに関する自分なりの考えを持つことは高校生でも可能だと考えた。

2. 教育活動前の生徒の状況

著作権に関しては「用語を聞いたことがある」「許可を得てから使うもの」「面倒なもの」といった程度であり、事例や基礎知識はほとんど無い状況である。1時間目終了後のアンケートでは、著作権法を踏まえた回答はほとんど見られなかった。

3. 教育活動の構成・視点

本教育実践のねらいを踏まえ、授業を①～④の順序で構成した。

①「法と倫理の分離」＝前提

情報社会における著作権の諸問題を道徳的課題として捕らえると著作権の本質を理解することはできない。法と倫理を分離するという前提は著作権の理解には欠かせない。

②「事例」＋「法的理解」＝基礎知識

様々な事例を知っているだけだと応用の利かない断片的な事実を覚えることに終始してしまう。著

作権法の条文解説だけだと机上論となり現実的な問題として捉えることが出来ない。事例と法的理解の両立が情報社会の基礎知識となる。

③「トレードオフの理解」＝考える準備

著作権に関する諸問題はトレードオフであることが多い。多様な立場が複雑に入り組んでいることを踏まえ、「著作権者と利用者」「保護の強さと経済的な価値」といったトレードオフを理解することが、自分なりの考えを持つ準備となる。

④「自分なりの考え」＝将来への準備

著作権に関する諸問題に対する自分なりの回答を持つことは、答えない問題に対して自分なりの回答を持つ練習となる。これはトレードオフを踏まえた思考訓練になると考える。

4. 教育活動の指導計画・スケジュール

2012年度3学期全6時間で行った授業は以下の通りである。1時間目の導入はPC教室で、2～6時間目は普通教室で行った。

1時間目：事例紹介

2時間目：著作物、著作者

3時間目：著作者の権利、著作隣接権

4時間目：著作権が及ばない場合、国際条約

5時間目：著作権者、著作物の利用、まとめ

6時間目：演習

5. 教育活動の内容・流れ

5.1. 事例紹介（1時間目）

著作権に関する問題意識を持つために、著作権に関する様々な事例紹介した。【資料1】

これらの事例の中で特に生徒が興味を持つのは

B. ドラえもん最終話問題

C. 涼宮ハルヒのDVD問題

の二つである。『ドラえもん』は全生徒が知っており、最終回という話題が興味を引くようである。『涼宮ハルヒの憂鬱』は一部の生徒がよく知っている程度の知名度だが、角川ホールディングスがYou Tubeに投稿された違法動画を積極的に活用していることが興味を持つようだ。これらの事例を踏まえ事前アンケートを取った。【資料A】

5.2. 著作物、著作者（2時間目）

著作権の授業をするにはその対象である「著作物」と著作物を創作した「著作者」を知るという準備段階が必要だと考え、この2つを座学の最初に設定した。

① 著作物（板書1）

著作物の定義は著作権法第二条一号の一部を用いて提示した。一度に全てを説明するのは困難であるから、二段階に分けて説明を試みた。

（1）思想・表現二分論

最初は「思想または感情を表現したもの」という切り口を「思想・表現二分論」と題し、次の表を使って説明した。

	思想・感情	思想・感情ではない
表現したもの		
表現していないもの		

太い枠の中が著作物に該当するが、この部分だけを説明しても生徒には理解しにくいので比較をすることで説明した。

料理のレシピはアイデアなので「思想・感情だが表現していないもの」として著作物性は否定されるが、料理レシピ本は書籍として表現されているので著作物性を有すると説明した。スポーツはそのプレイがいかに創造性豊かなものであっても「表現したものだが思想・感情ではない」として著作物性が否定されると説明した。「スポーツは筋書きのないドラマ」といった説明が生徒には分かりやすい。技術的思想は特許権などで保護されることはコメントするにとどめた。

（2）創作性

二番目に「創作したもの」について3つの視点で説明した。一つ目は人格の発露（≒個性）である。自分なりの考えや感情が必要条件であるが、この説明は抽象的で分かりづらい。そこで、パロディ作品と模倣を比較することで説明した。（提示資料）

二つ目は独創性である。教科書でも扱われることが多く、未就学児の絵が著作物性を有する例で説明すれば十分である。

三つ目は「表現の選択の幅」である。他の表現が残されているかどうかという判断であるが、授業では「円」を用いて説明した。円はコンパスがあれば誰でも同じ円を書くことが可能であるから、このよ

うな表現（円）は著作物とはしないと説明した。一方、「富士山の絵」のようなものは様々な表現方法が存在するので、誰かが表現した「富士山の絵」を著作権で保護しても特に問題がないとして著作物性を有すると説明した。

ここで紹介した「表現の選択の幅」は一般的には「ありふれた表現」として説明されるが、これでは生徒には分かりにくいことに注意を要する。

（3）額の汗理論

「額の汗理論」とは人の労力を著作権で保護する理論であるが、日本の著作権法は「額の汗理論」による法的保護を否定している。

事例紹介の A では新聞記事見出しは表現の選択の幅が小さいとして著作物性が否定された。その一方で、多大な労力と費用をかけた記事見出しのフリーライドに対して賠償命令が出された。この事例から「情報が自由に取得できる」と「自由に使ってよい」ことが別であると言える。高校生は情報をフリー（無料かつ利用制限なし）だと考える傾向が強いので、時間をかけて説明する価値があると考えた。【資料1】

② 著作者（板書2）

著作権は原始的に著作者が取得するのだが、ここでは原則と例外という単純な構造で説明した。

（1）著作者の原則

著作物の創作者が著作者であることや、創作者が複数の場合は著作者も複数になること、表現に関与していることが判断基準になることを説明した。

（2）著作者の例外

創作に関与していても著作者になれない例外として、「職務著作物」と「映画」がある。

職務著作物とは、例えば会社員が業務で創作した著作物のことである。授業では「たれパンダを創作したのは『末政ひかる』さんだが、当時はサンエックスの社員だったのでたれパンダの著作者はサンエックスである」と説明した。

映画に関しては2段階の例外が存在する。文化祭で生徒たちが制作したような映画の場合、関係者全員を著作者とすると利用許諾が困難になり映画の運用ができなくなる。そこで映画製作全体に寄与した者（映画監督）を著作者としていることを説明した。

これに対し商用映画は個人製作の映画と違い製作会社が多額の費用をかけて制作しているため、投資回

収を目的として製作会社が著作者になると説明した。

5.3. 著作者の権利、著作隣接権（3時間目）

著作権は創作者と伝達者にそれぞれ人格権と財産権が与えられている。これは「気持ちの話」と「金の話」であり、この二つを混同すると著作権の理解は困難となる。基本的な構造をプリントで示して説明した。【資料2】

3 創作者の権利（板書3）

（1）財産権

著作権の基本である財産権は複雑であり、情報科の授業で網羅的に扱うのは適さないと考えた。授業では3つの重要項目と2つの特徴に絞って説明した。

重要項目の1つ目は複製権である。著作権の根本的な権利であり、複製権の存在を知っておくことが重要だと判断した。

2つ目として財産権が一つのものではなく権利の束であり、個別に行使できることを説明した。

3つ目は翻訳権・翻案権・二次的著作物の利用に関する原著作物の権利である。これらは著作物の改変に関する権利であるため、他のものと区別して説明した。授業ではファミリーマート限定商品『図書館戦争 革命のつばさ』×『日東紅茶デイレークラブ』を題材とし、三井林業がタイアップ企画をするためには図書館戦争フィルムパートナーズ2012と有川浩の両方から利用許諾を得る必要があることを説明した。（実務としては角川書店からも許諾を得る必要があるが、説明が煩雑になると判断して省略した）

特徴の1つ目は譲渡や相続が可能な財産権であることだ。これにより、著作者は経済的利益を得ることが可能となる。

2つ目は保護期間である。財産権には保護期間があり、例外として映画は公表後70年であることを説明した。詳細は4時間目の「著作権が及ばない場合」で扱うこととした。

（2）著作者人格権

いわゆる「情報モラル」に該当する項目である。公表権、氏名表示権、同一性保持権の3項目しかないのを全て説明した。名誉・声望を害する方法での著作物の利用に関しては現実的ではないので扱わないこととした。

特徴の1つ目は譲渡や相続が不可能な一身専属権

であることだ。著作者人格権は著作者の心を守ることが目的であるから、取引の対象とならないことは生徒にとっても自然なことである。

2つ目は著作者人格権が死後消滅することであり、一身専属権であることから自然と導き出される。

4 著作隣接権（板書4）

著作隣接権はその名称から権利の内容が把握することは難しい。そこで著作隣接権を

情報の「伝達行為」を保護する権利

として紹介した。授業では楽譜と演奏の著作権保護を例に説明した。よくある生徒の疑問に「楽譜は著作権と著作隣接権のどちらで保護されますか？」があるが、これに対して「楽譜は音楽が記述されているが演奏はしない。よって、楽譜は著作権で保護される。」と回答することができる。

（1）著作隣接権の小史

著作隣接権は著作権と異なることから歴史的経緯を説明した。ただし、情報科の授業であることを踏まえ、「二行で分かる著作隣接権の歴史」と題して手短かに扱った。

昔の実演家はコンサートを開催し興行収入を得ていた。レコードが一般に普及するとコンサートの興行収入が減ることになるが、実演家の失業対策として実演に対して著作者隣接権を付与した経緯がある。

現在では、実演家や音楽業界、放送業界が大人の事情による利益分配をしていると説明した。

（2）著作隣接権の内容【資料3】

著作隣接権を持つものは実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の四者に限定されている。これら四者を2つに分類して説明した。

一つ目は実演家である。実演家も創作者と同様に財産権と人格権が付与されているが、実演家人格権は2002年からである。ICT機器が家庭に普及し一般市民でも録音や録画、編集、ネット上への公開などが可能となったことが理由だと説明した。

二つ目はレコード製作者、放送事業者、有線放送事業者である。この三者は事業において大きな投資を行っているため、その投資を回収する目的として財産権だけを設定したのであって、人ではないから人格権が無いということではないことを説明した。

なお、詳細な権利構造は資料を提示し、特徴的なこ

とを授業で説明した。

5.4. 著作権が及ばない場合、国際条約（4時間目）

3時間目までとの比較で著作権が及ばない場合を提示した。また、ネット社会は著作物が容易に国境を超えることを踏まえ、国際条約についても触れた。

5. 著作権が及ばない場合（板書5）

（1）最初から保護対象外

立法・行政・司法関連の著作物の場合、広く一般に知らせた方がよいものである。よって、著作権を設定する意味がないと説明した。

（2）保護期間の終わり

著作物は一定期間保護された後は **Public Domain** にした方が文化が発展するという考え方に従い、個人の著作物は死後50年、法人著作物は公表後50年であることを説明した。映画は公表後70年と例外であるが、この20年の差による映画文化の影響については深入りしすぎと判断して触れなかった。

（3）権利制限【資料4】【資料5の後半】

著作権法は文化振興法であるから、著作物が許諾なく利用される方が目的にかなう場合がある。それを実現しているのが著作権法第30条～49条である。授業では生徒に関係が深いであろう私的利用（30条）、引用（32条）、学校における複製（35条）、非営利目的の演奏（38条）に絞って解説した。

以上の（1）～（3）を踏まえ、著作権はいわゆる基本的人権ではなく人工的に作られた権利であるから権利制限や法改正があることを確認した。

6. 著作権の国際条約（板書6）【資料5の前半】

著作権に関する国際条約は多国間条約であってFTAのような二国間条約ではない。もし著作権に関する国際条約を n カ国で過不足なく締結しようとするとき $nC_2 = n(n-1)/2$ 本となり現実的ではないことを説明した。これを踏まえ、2つの条約を紹介した。

（1）ベルヌ条約

ベルヌ条約の特徴を2つに絞って紹介した。一つ目は無方式主義である。著作権の発生に手続きが不要な方法で、万国著作権条約との比較で説明した。

二つ目は内国民待遇と保護期間の例外である。他国民の著作物に対して自国民の著作物と同様の保護を与える原則と、保護期間に関しては相互に短い国の年

数を適用する例外規定である。授業では英国人作曲家ホルストの『木星、快樂をもたらす者』（以下、『木星』）と平原綾香の『Jupiter』の例で説明した。

	英国	日本
木星	死後70年間	死後50年間
Jupiter	死後50年間	死後50年間

著作権保護期間が50年の日本は海外からの著作権収入は20年間分少なくなるが、海外より先んじて著作物を利用して新しい著作物を創作する事ができる。著作権保護期間延長問題がトレードオフであることを示した。

（2）万国著作権条約

万国著作権条約の特徴は©マークである。無方式主義国の著作物に©マークを表示すると方式主義国で著作権登録したものとみなすというもので、方式主義国の著作権法を変えずに済むのが特徴である。

かつての方式主義国（特に米国）と著作権の国際取引を実現するために万国著作権条約を制定したが、1989年に米国が無方式主義に変更したことから多くの国が無方式主義国となった。今日では©マークが有効なのはカンボジアとラオスの2カ国だけとなり、法的な存在意義は薄まっていることを説明した。

5.5. 著作権者、利用実態、時事問題（5時間目）

これまでの内容を踏まえ、現実的な話題を扱った。

7. 著作権者（板書7）

著作権を原始的に取得するのは著作者であるが、取引により他者が著作権を持つことがある。これにより様々な者が経済的な恩恵を受けることを説明した。

ただし、著作者人格権や実演家人格権は一身専属権であることは以前の授業で扱ったので確認をした。

8. 著作物の利用（板書8）

（1）原則

他者の著作物を利用する場合は許諾を得ることが基本となるが、現実には様々な場合がある。許諾を得るという原則以外の場合も説明した。

（2）現実（≒大人の事情）

一つ目は無許諾の利用を容認する場合である。具体例として、売り出し中の新人アーティストの場合、自身のCDの著作権を主張するよりも、公開したPVのMAD動画がYouTubeなどで多く流され固定ファンを獲得することが優先であることを説明した。

二つ目は権利団体の存在である。楽曲を一曲単位で権利者と交渉していると事務処理コストが膨大になり現実的ではない。楽曲の権利者は JASRAC などに楽曲を登録し、利用者は楽曲利用の包括契約を結ぶ現実がある。授業では、カラオケ施設における包括契約の楽曲使用料を例に説明した。

三つ目は私的録音・録画補償金制度の存在である。アナログ時代の私的複製は劣化があり複製量も少なかったため著作権者も私的複製を許容していたが、デジタル時代の私的複製は完全複製であり複製量が大幅に増加した。このため、私的複製が可能な機器に対して補償金を上乗せしすることで著作権者に対して利益を還元することとなった。授業では東芝 SARVH 訴訟について触れ、著作権の動向は学び続ける必要があることを強調した。

(3) 許諾不要

5 時間目に扱った「**5** 著作権が及ばない場合」が該当することを確認した。

9 まとめ (板書 9)

これまでの授業を踏まえ、重要項目を三つに絞って確認した。一つ目は「著作権は許諾権」であり、表現の自由とトレードオフの関係にあることだ。

二点目は著作権の強さと著作物の経済的な価値がトレードオフの関係にあることだ。著作権が強いと利用者にとって使い勝手が悪くなるので価格が下がるが、著作権が弱いと利用者にとって使い勝手が良くなるので価格が上がる原理を説明した。

三つ目は著作権侵害は民事であり罪はなく、著作権侵害罪は親告罪であることだ。生徒は「侵害=悪」と単純に考えがちだが、1 時間目に紹介した

C DVD 涼宮ハルヒの憂鬱が何故北米で売れる？の「コピーは全て悪なのか？」を再登場させ、著作権侵害が著作物の人気持続や知名度上昇に貢献している例を再確認させた。また、違法ダウンロード刑事罰化を例に非親告罪の説明をした。

5.6. 演習 (6 時間目)

5 時間目の最後に以下のテーマから一つ選んで発表することを指示した。

- A 1 著作権保護を強くして創作者や権利者を保護した方が情報社会は発展すると思う
- A 2 著作権保護を弱くして利用を促進した方が情

報社会は発展すると思う

- B 1 違法ダウンロード刑事罰化で情報社会の音楽文化は発展すると思う
- B 2 違法ダウンロード刑事罰化で情報社会の音楽文化は衰退すると思う

テーマは A 1 対 A 2、B 1 対 B 2 となっており、発表者同士やフロアからの質疑応答がなされた。

6. 教育活動の効果

情報社会における著作権の法的側面を学ぶ前後で著作権保護と著作物利用のバランスをどのように考えているか、振り返りシートに書かせた。生徒たちは自分なりに回答しており、考えが揺れ動く生徒もいた。(意見の抜粋 (要約) と集計結果は「資料★」参照)

7. 成果と課題

非常に複雑な著作権法を導入含めて 5 時間の授業に収めることができたことが一定の成果であると考えられる。しかし、情報科の他単元とのバランスを考えると時間を多く取りすぎているのも事実だ。今後は授業をコンパクトにすることが課題である。

振り返りシートの内容は様々であり、生徒なりに考えた事が伺える。情報社会における著作権の法的側面について、生徒が自分の考えを持つようになるという目標はある程度達成できたと考えられる。しかし、生徒の考えをより浮き彫りにするような実習や教材の開発が課題である。

全体としては、授業の目標である「法と倫理の分離」「実例を踏まえた法的理解」「トレードオフを踏まえて生徒に考えさせる」は概ね実現できたと考えられる。一方、著作権は経済的側面については今後の大きな課題である。

8. 添付資料

- 8.1. 振り返りシート【資料 A】
- 8.2. 生徒配布資料【資料 1～5】
- 8.3. 板書・提示資料 (板書 1～9、提示資料)
- 8.4. 振り返りシートの回答「資料★」
- 8.5. 東京都高等学校情報教育研究会 2009 年度研究紀要活動報告 (p.1・6)

9. 参考文献

中山信弘「著作権法」(有斐閣)